

## 定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和 7 年 4 月 11 日受付分)

名称

特定非営利活動法人  
ひょうごヘリテージ機構ひめじ

縦覧期間

令和 7 年 4 月 11 日(金)から  
令和 7 年 4 月 25 日(金)まで

# 特定非営利活動法人 播磨ヘリテージ研究所 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 播磨ヘリテージ研究所という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域における住民及び建造物に対して、文化遺産の調査研究及びその保存再生活用を推進し、地域景観の保全と活力ある地域コミュニティの形成に関する事業を行い、伝統文化の継承と循環型地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①歴史文化遺産等の発掘と保存並びに再活用に関する事業
  - ②歴史文化遺産等を通じて、まちづくりの調査と研究並びに創出に関する事業
  - ③歴史文化遺産等の情報・技術の獲得並びにその普及と啓発に関する事業
  - ④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 準会員 この法人の実施する事業に参加するために入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

### (入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会で後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。  
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。  
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職 員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。  
2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構 成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

- 第23条 総会は、次の事項について議決する。  
(1) 定款の変更  
(2) 解散  
(3) 合併  
(4) 事業報告及び収支決算  
(5) 入会金及び会費の額  
(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬  
(7) 会員の除名  
(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開 催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。  
2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。  
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。  
(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。  
(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。  
2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。  
3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、その事項について議決を行うことができる。  
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所  
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項  
(4) 議長の選任に関する事項  
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印、又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容  
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称  
(3) 総会の決議があつたものとみなされた日  
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項  
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項  
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
(4) 事業計画及び收支予算並びにその変更  
(5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄  
(6) 事務局の組織及び運営

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。  
(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。  
(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招 集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、且つ出席した理事の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印、又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の一種とする。

#### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の一種とする。

#### (事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

#### (暫定予算)

第46条 前条の規定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ施行することができる。

2 前項の規定による施行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

#### (予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものと除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において決定された法人に譲渡するものとする。

#### (合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雜 則

### (細 則)

第57条 この定款に必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 鷺尾 和正  
副代表理事 岡野 政治  
同 吉田 一幸  
理事 足立 裕美子  
同 神頭 千智  
同 久保 剛  
同 小島 修一郎  
同 南都 英敏  
同 審谷 勝馬  
同 真殿 雅彦  
同 八幡 充治  
同 和田 修二  
同 渡邊 一洋  
監事 原田 建弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1. 正会員
  - (1) 入会金 5,000円
  - (2) 年会費 10,000円
2. 準会員
  - (1) 入会金 2,000円
  - (2) 年会費 3,000円
3. 賛助会員
  - (個人)
    - (1) 入会金 0円
    - (2) 年会費 1,000円
  - (団体)
    - (1) 入会金 10,000円
    - (2) 年会費 一口 50,000円